

# 事業所健診(定期健康診断)結果データの提出にご協力ください

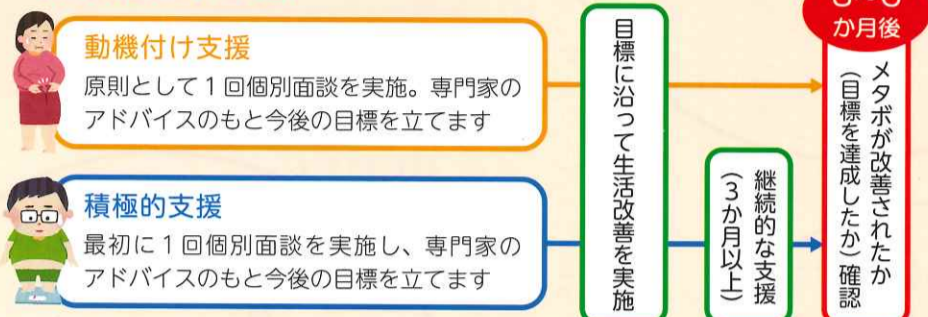


建設職能国保では、保健事業の実施により、  
元気な職場づくりを応援します！  
事業所健診の結果を提供していただくと、  
下記のような**メリット**に繋がります。  
ぜひご協力ください!!

## メリット 1

提供いただいた事業所健診結果をもとに、メタボリックシンドローム判定を行い、該当する方には**無料で特定保健指導**を行います

### ・特定保健指導の内容



## Q 労働安全衛生法第66条1項とは?

事業者は常時使用する労働者に対し、1年以内毎に1回定期的に健康診断を行うよう**義務付けられています**

## 従業員の皆様の健康維持・増進を図ることで

### メリット 2

他にもたくさんの**メリット**が!!



### メリット 3

従業員の皆様の健康を保障することで**医療費の抑制**に繋がります。**保険料の大幅改定を回避することができます!!**

# 国保だより

国保組合事務局  
TEL 03-3260-6441  
FAX 03-3260-7534

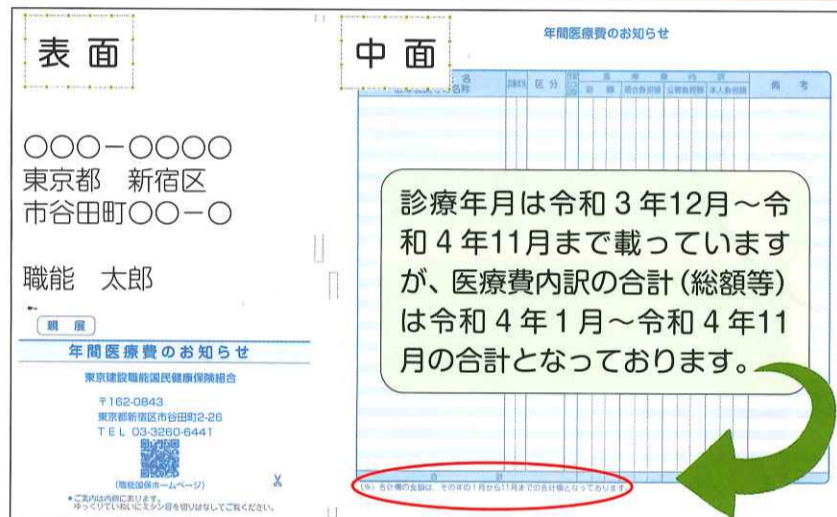
建設職能国保

### 《加入者数》

組合員	2,197人
家族	2,340人
後期高齢者組合員	144人
計	4,681人

(2022年12月末現在)

## 1月下旬から年間医療費のお知らせ(医療費通知)をご自宅にお送りします



◆年間医療費のお知らせには、以下の7項目を記載しています

- ① 受診者氏名
- ② 医療機関等の名称
- ③ 診療年月  
(令和3年12月~令和4年11月診療分)
- ④ 受診区分(外来・歯科など)
- ⑤ 日数または回数
- ⑥ 医療費内訳  
(合計額は令和4年1月から令和4年11月の合計)
- ⑦ 医療費控除の申告手続きと医療費のお知らせの見方の説明文

マイナポータルに登録すると、令和3年9月診療分以降の医療費通知情報がマイナポータルでも確認できます。医療費控除の申請にも利用できますので、詳しくはマイナポータルのサイトをご覧ください。

確定申告の際に医療費控除を受ける場合、年間医療費のお知らせを添付することで「医療費控除の明細書」の記載の一部を省略することができます。なお、明細書の省略をする場合には、必ず下記の注意事項をご確認ください。

### (注意事項)

- 年間医療費のお知らせに記載されていないものがある場合(※)には別途領収証に基づいて「医療費の明細書」を作成しその明細書を申告書に添付していただく必要があります。(この場合、医療費の領収書を確定申告の期限から5年間保管する必要があります。)
  - 本人負担額の欄には、自己負担相当額が記載されていますが、本人負担額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合は、ご自身で金額を訂正して申告していただく必要があります。
  - 年間医療費のお知らせを紛失しても再発行はできませんのでご注意ください。
- (※) ■ 令和4年12月診療分(全て) ■ 医療機関名が空欄  
■ 区分が柔整 ■ 医療機関等の請求が遅れている場合
- 年間医療費のお知らせについてのお問い合わせは建設職能国保(☎:03-3260-6441)までお願いします。  
なお、傷病名、薬剤等の診療内容についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

## 国民健康保険被保険者証が更新されます

現在皆さまのお手元にある有効期限が令和5年3月31日までの国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」)は、**令和5年4月1日**から新しい有効期限の被保険者証に切り替えとなります。

### ■有効期限について

原則は令和6年3月31日ですが、次のどちらかに該当する場合は有効期限が異なる場合があります。

- ・年度中に75歳になる方とその家族…組合員の75歳の誕生日の前日
- ・保険料を滞納している方…被保険者証をご確認ください

### ■次の場合は手続きが必要です

同一世帯の家族が大学や専門学校等に進学するため親元を離れて一人暮らしや寮で生活する場合、特定の施設等に入所した場合は別途申請が必要です。

### ■資格がなくなったとき

**当組合の資格を喪失した場合は、被保険者証は使用できません。速やかに、必ず所属の支部へご返却ください。**

### ■古い被保険者証はご自身で裁断し、破棄してください

これまでは有効期限の切れた被保険者証はご返却いただいておりますが、被保険者証の更新で有効期限の切れた被保険者証はご返却いただく必要はありません。個人情報に記載されているため、ご自身で裁断し、確実に破棄してください。

## マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

令和3年10月から、医療機関や薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、

- ・就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずに健康保険証としてずっと使える。(医療保険者への届出は引き続き必要です。)
- ・限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される。
- ・マイナポータル(政府運営のオンラインサービス)で自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が見られる。

…等のメリットがあります。なお、健康保険証として利用できる医療機関や薬局については、順次拡大していく予定です。

**当組合が発行する被保険者証もこれまで通りご利用いただけますが、マイナンバーカードの健康保険証利用も是非ご検討ください。**

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前にマイナポータルで申し込みをする必要があります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局については厚生労働省のホームページよりご確認ください。